○上尾伊奈資源循環組合職員の任用に関する規則

令和５年４月１日規則第９号

上尾伊奈資源循環組合職員の任用に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（競争試験による採用及び昇任）

第２条　職員の採用及び昇任は、その職について次条の規定による選考が認められている場合を除き、競争試験により行わなければならない。

２　競争試験の実施基準は、その都度定める。

（選考による採用及び昇任）

第３条　次の各号のいずれかに該当する職への採用及び昇任は、選考により行うことができる。

(1)　主査及びこれに相当する職以上の職

(2)　資格又は免許を必要とする職

(3)　特殊な技術又は技能を必要とする職

(4)　単純な労務に従事する職

(5)　その他競争試験によることが不適当と認める職

（競争試験の方法）

第４条　競争試験は、次に掲げるもののうちから、その都度必要と認める方法により行うものとする。

(1)　筆記試験

(2)　口述試験

(3)　身体検査

(4)　前３号に掲げるもののほか、職務遂行の能力を客観的に判定することができると認める方法

２　前項に定める方法のうち、昇任試験の場合は、同項第３号の身体検査を除くものとする。

（選考の方法）

第５条　採用についての選考は、選考される者の当該職に必要な学歴、経験又は技能及び職務遂行の能力の有無に基づいて行うものとし、必要に応じ

筆記試験、実地試験その他の方法を用いることができる。

２　昇任についての選考は、前項に定めるもののほか、勤務成績が特に良好であることを考慮しなければならない。

（受験の手続）

第６条　採用試験を受けようとする者は、採用試験申込書に卒業証明書、資格証明書その他の必要な書類を添えて申し込まなければならない。

２　昇任試験は、その都度定める基準に基づき資格者に通知し、資格者は本人の希望により申し込むものとする。

（試験委員会）

第７条　試験及び選考による採用及び昇任を実施するに当たって、その公正を期するため、試験委員会を置く。

２　試験委員会の委員は、職員のうちから、管理者が任命する。

（条件付採用期間の終了及び延長）

第８条　法第２２条の規定に基づく条件付採用期間の終了前に、別段の措置をしない限り、その期間の終了した日の翌日において職員の任用は正式のものとなる。

２　職員が条件付採用の期間開始後６月間において実際に勤務した日数が９０日に満たない場合においては、その日数が９０日に達するまでその条件付期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後１年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

（臨時的任用）

第９条　任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を６月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。

(1)　災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合

(2)　当該職が臨時的任用を行う日から１年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

（臨時的任用の期間の更新）

第１０条　臨時的任用の期間は、管理者の承認を得て、６月を超えない期間

で更新することができる。ただし、いかなる場合においても再度更新することはできない。

（その他）

第１１条　この規則の施行に関し必要な事項は、その都度管理者が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。